

**N X L F 伏見横大路プロジェクトに係る手続の実施状況及び  
今後のスケジュールについて（第 2 類事業※）**

※ 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業

令和 7 年 11 月 21 日	配慮書案の提出（環境影響評価手続の開始）
11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境保全創造課窓口及び事業者ホームページ）</li> <li>・市民意見募集の開始</li> </ul>
12 月 8 日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧終了</li> <li>・市民意見募集の終了（意見なし）</li> </ul>
(本日) 令和 8 年 1 月 26 日	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
(以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付</li> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境政策局環境企画部環境保全創造課）</li> </ul>
	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境保全創造課窓口及び事業者ホームページ）</li> <li>（環境影響評価手続の終了）</li> </ul>

(参考) 環境影響評価（計画段階環境配慮）の手続の流れ

